

議案第 9 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

組織の活性化を図り、市民サービスの向上につなげることを目的に、職員の意欲、能力、成果を適切に処遇に反映する人事給与制度を構築していくため、昇給に係る規定整備を行うとともに、指導主事等の給与の特例として、採用時や昇給時等、府費負担教職員等として引き続き勤務した給与と本市の給与との均衡を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第445号)の一部を次のように改正する。

第5条第7項中「でその職務の級が8級であるもの」を「であって、次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) その職務の級が8級であるもの

(2) その職務の級が7級であるもの(55歳を超える職員に限る。)

附則第24項中「教職員」の次に「(以下「府費負担教職員等」という。)」を加え、「羽曳野市教育委員会に採用される前に受けていた」を「引き続き府費負担教職員等であったとした場合に支給されるべき」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第5条第7項の改正規定は、令和9年4月1日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(初任給、昇給、昇格等の基準)</p> <p>第5条 1～6 省略</p> <p>7 <u>別表第1の給料表の適用を受ける職員であつて、次に掲げるものの第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、2号給を超えない範囲内で勤務成績に応じて市長が定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p><u>(1) その職務の級が8級であるもの</u></p> <p><u>(2) その職務の級が7級であるもの(55歳を超える職員に限る。)</u></p> <p>8～10 省略</p> <p>第6条～第27条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～23 省略</p> <p>(指導主事等の給与の特例)</p> <p>24 任命権者は、人事交流等により大阪府教育庁の職員又は大阪府立学校若しくは大阪府市町村立学校の教職員(以下「<u>府費負担教職員等</u>」<u>という。)</u>から引き続き羽曳野市教育委員会に採用された指導主事その他の職員の給料について必要がある場合には、第3条及び第5条の規定にかかわらず、<u>引き続き府費負担教職員等であったとした場合に支給されるべき当該職員の給与との均衡を失しないよう別に決定することができる。</u></p> <p>以下省略</p>	<p>(初任給、昇給、昇格等の基準)</p> <p>第5条 1～6 省略</p> <p>7 <u>別表第1の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものの第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、2号給を超えない範囲内で勤務成績に応じて市長が定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>8～10 省略</p> <p>第6条～第27条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～23 省略</p> <p>(指導主事等の給与の特例)</p> <p>24 任命権者は、人事交流等により大阪府教育庁の職員又は大阪府立学校若しくは大阪府市町村立学校の教職員から引き続き羽曳野市教育委員会に採用された指導主事その他の職員の給料について必要がある場合には、第3条及び第5条の規定にかかわらず、<u>羽曳野市教育委員会に採用される前に受けていた当該職員の給与との均衡を失しないよう別に決定することができる。</u></p> <p>以下省略</p>